

患者等搬送事業者認定表示制度

平成 21 年 7 月 14 日に「患者等搬送事業指導基準及び認定基準に関する要綱」が規定されました。

この制度では、徳島中央広域連合消防本部の認定を受けようとする患者等搬送事業者が消防長に申請し、審査・検査の結果、認定基準に適合しているとして消防長の認定を受けたときは、患者等搬送事業者認定マーク等を表示することができます。

患者等搬送事業者とは、緊急を要しない患者等を自社の車両で搬送する事業を言います。緊急時に対応するものではないので、**救急車のように緊急走行はできません**（赤色灯やサイレンは搭載していません）。患者等の搬送用車両には、応急手当や搬送法について講習を修了した乗務員が乗車し、応急手当や搬送法について講習を修了した乗務員が乗車し、応急手当に必用な資器材を積載していますが、医療法や医師法に触れるような医療行為を行うこともできません。

もし、搬送中に患者さんの容体が急変したり、緊急を要する事態になったときは、救急車を要請することになります。

徳島中央広域連合消防本部管内の認定事業者一覧（令和 8 年 4 月 1 0 日現在）

認定事業者	所在地	電話番号
お出かけサポート 楓タクシー	吉野川市鴨島町山路 253 番地 4	090-1576-0604
サポートタクシー おとも	阿波市市場町香美字西原 25 番地 12	090-2692-5349